

令和2年度 税制改正要望概要

令和元年8月復興

令和2年度復興庁税制改正要望項目

令和元年8月復 興 庁

1. 復興特区関係及び福島関係

- (1) 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置
- (2) 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

1. 復興特区関係及び福島関係

の省庁が主管省庁)

(1) 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

<復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望>

[複数税目]

復興特区税制について、東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言 (令和元年8月5日総理手交)等を踏まえ、対象地域を重点化した上で、適 用期限を延長すること及び福島については、福島特措法税制に一元化するこ とについて必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

現行の復興特区税制の概要については、以下のとおり。

なお、下記①~④の特例措置に関し、福島県については、風評被害による産業への影響が懸念されたことから、福島特措法第74条及び第75条の規定により復興特区税制の要件を緩和し、内陸を含む県内全域を復興特区税制の対象としている。

<参考1>現行の復興特区税制の概要

① 機械等に係る特別償却等(復興特区法第37条)〔所得税、法人税、法人住民税〕

	特別償却		税額控除	
投資時期	∼H31. 3. 31	H31. 4. 1∼R3. 3. 31	∼H31. 3. 31	H31. 4. 1∼R3. 3. 31
機械・ 装置	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)	15%	
建物 · 構築物	25%	<u>25%</u> ・17% (福島県 25%)	8 %	<u>8%</u> ・6% (福島県8%)

- ※ 下線は雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内に限る。
 - (注) 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、沿岸部の35市町村内に雇用等被害地域が定められている(以下同じ)。
- ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除(法第38条)〔所得税、法人税、法人住民税〕

指定日	∼H31.3.31	H31. 4. 1∼R3. 3. 31
控除率	10%	<u>10%</u> ⋅7%(福島県 10%)

- 一下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。
- ※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を 5年間税額控除。
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等(法第39条) 〔所得税、法人税、法人住民税〕

投資時期	∼H31. 3. 31	H31. 4. 1∼R3. 3. 31
特別	50%	<u>50%</u> • 34%
償却率	(福島県:即時償却)	(福島県:即時償却)

- ※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の 中小企業者等に限る。
- ※ 対象となる開発研究用減価償却資産の償却費に ついて、研究開発税制を適用し税額控除も可能。
- ④ 新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却) (法第40条)〔法人税、法人住民税、法人事業税〕
- ⑤ 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法第41条)〔所得税、法人税、法人住民税〕
- ⑥ 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除 (法第42条)「所得税」

く参考2>

東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言(令和元年8月5日総理手交)(抄)

- Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」
- 3 産業・なりわいの再生
 - 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。
- (2) 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 課税の特例の延長

〈復興庁 要望〉 [【国税】所得税、法人税 【地方税】個人住民税、法人住民税〕

避難解除区域等(注)内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年間延長する。

(注) 避難解除区域等:避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。